

平成28年2月15日  
九州産業保安監督部

太陽電池発電設備の安全確認について【注意喚起】

太陽電池発電設備支持物の強度確認の実施について、関係者に注意喚起します。

平成27年8月25日から26日にかけて台風15号が九州に上陸し、管内に設置された太陽電池発電設備に被害が発生しました。被害のあった一部の事業場においては、設置時に支持物の強度確認を実施していないことが判明しました。

太陽電池発電設備は、[電気事業法第39条](#)において省令で定める技術基準に適合するように維持することが規定されており、[電気設備に関する技術基準を定める省令第4条（支持物に関しては、「電気設備の技術基準の解釈について」第46条第2項において示す。）](#)を満たすことが要求されています。

つきましては、設置時に支持物の強度確認（強度計算）を実施するよう注意喚起します。また、運用中は架台、基礎、接合部等の点検を実施し、省令で定める技術基準に適合し維持していることを確認し、安全確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、現在、経済産業省では、[電力安全小委員会](#)及び[新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ](#)において、太陽電池発電設備の安全確保のための取組強化について議論されているところです。

（関係法令）

[電気事業法第39条](#)

[電気設備に関する技術基準を定める省令第4条](#)

[電気設備の技術基準の解釈について第46条第2項](#)

（本文書に係るお問い合わせ先）

九州産業保安監督部 電力安全課長 本田悦久

担当者：菊田、江崎、河田、原口

電話：092-482-5520